

仕 様 書

1 業務名

アイヌ伝統文化のブランド化推進プロモーション映像制作・放映等プロモーション業務

2 目的

札幌市では、令和3年（2021年）3月、「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」を策定し、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を目指して、アイヌ民族に対する市民理解の促進、アイヌ文化の保存・継承・振興などの様々な事業を展開している。

本業務は、広く国内外でアイヌ伝統文化への興味・関心を高め、来札意欲（特にインバウンド需要）を促進し、アイヌ伝統文化の振興と地域の活性化につなげるため、「アイヌ工芸品」及び「アイヌ伝統文化」の2つの分野で、アイヌ伝統文化の魅力を伝えるプロモーション映像を制作するとともに、国内外に向け多様な媒体を活用して効果的に発信するものである。

なお、本業務の実施にあたっては「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を踏まえて、業務全体を通じてアイヌ民族の歴史や文化についての適切な情報発信に努めること。

3 履行期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日（金）まで

4 業務内容

下記のとおりとする。なお、本業務に付随する関係者との連絡調整に係る費用も契約額に含む。

- (1) 映像の企画・制作
- (2) 映像を活用した放映等のプロモーション

5 映像内容

(1) 企画内容

下表の2分野の映像制作について企画すること。企画にあたっては、特に海外諸国をメインターゲットとし、アイヌ伝統文化への興味を惹きつけ来札意欲を促進するような、訴求性の高い映像とすること。

なお、アイヌ伝統文化を国内外に広く発信する目的で本市が令和元年度に制作した「AINU SOUL」との住み分けを意識し、内容の重複を可能な限り避けた企画とすること。

区分	概要
アイヌ工芸品	素材の特長を活かし機能性に優れ、民族独自の造形美が表現された「アイヌ工芸品」の魅力を伝え、実際に手に触れ、見て、購入したいという意欲を喚起する内容とすること。 撮影にあたっては、札幌市にゆかりのあるアイヌ工芸品作家を1名以上起用すること。

アイヌ 伝統文化	「アイヌ伝統文化」の持つ世界観を視覚的に表現し、魅力を伝えることで、来札意欲を喚起する内容とすること。なお、撮影にあたっては、札幌市にゆかりのあるアイヌ民族を1名以上起用すること。 また、来札意欲喚起に向け、札幌市の特色である豊かな自然や雪、文化等といった魅力も同時に発信する内容とすること。
-------------	---

(2) 制作内容

下表の3つのサイズの映像について制作すること。なお、時間や活用方法はあくまで想定であることから、上記「2 目的」の達成に資するよう下表に捕らわれず、効果的な内容となるような企画とすること。

区分	概要		
サイズ	ロング	ショート	ウルトラショート
時間 (想定)	15分程度	3分程度	15秒程度
活用方法 (想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント ・札幌市公式HP ・オンライン動画共有プラットフォーム (本編) など 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭スクリーン ・オンライン動画共有プラットフォーム (本編) など ・SNS など 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭スクリーン ・オンライン動画共有プラットフォーム (広告) ・SNS など

(3) 対応言語

下記①～⑦の言語への対応を必須とする。

なお、②～⑦については対応した字幕を挿入することとし、ナレーション、セリフ等そのものの吹替は不要とする。ただし、ナレーションやセリフ等をアイヌ語で挿入する場合は、①にも字幕を挿入すること。

- ①日本語、②英語、③中国語（繁体字）、④中国語（簡体字）、⑤韓国語、⑥タイ語、⑦フランス語

(4) 映像品質

画角（アスペクト比）は16：9、画質のクオリティはハイビジョン（1080p相当）以上とする。

(5) その他

ア 制作スタッフ等のエンドロールは省略するが、出演者名及び映像の発信元が札幌市であることがわかるようなクレジット表記を挿入すること。

イ 映像の制作に必要な人員（出演者含む）、スタジオ、撮影場所、機材等は、原則として、全て受託者が確保すること。

ウ 映像の制作にあたっては、アイヌ伝統文化への深い知見を有する者の監修を受けること。

6 プロモーション

(1) 手法

制作した映像を用いた、国内外への効果的なプロモーションを実施すること。なお、プロモーション実施にあたり SNS 等のアカウント等を新設する場合は、本業務

履行後においてその運営権は本市に帰属するものとする。

(2) その他

ア プロモーションにあたっては、AINU SOUL を同時に活用することも可能とする。
イ 制作した映像をオンライン動画共有プラットフォームや SNS で活用するにあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国際情勢に配慮した内容とし、効果的かつコンプライアンスを遵守した内容となるよう注意すること。

7 業務報告書等の提出

受託者は、業務完了後速やかに完了届、業務報告書及び成果物を提出すること。

(1) 完了届 1部

(2) 業務報告書 2部

業務終了後、各業務の実施の状況及びPV数等を記録した「業務報告書」（様式不問）を提出すること。

(3) 成果物 「5-(3) 対応言語」ごとに5部ずつ

MP4形式、ウィンドウズ・メディア・ビデオ（wmv）形式を、対応言語ごとにそれぞれDVD等に保存し納品すること。

なお、映像は「5-(1) 企画内容」中の区分（アイヌ工芸品、アイヌ伝統文化）ごとにフォルダ等にまとめた上で、同一のDVD等に保存すること。

また、保存媒体や方法等については、事前に委託者と協議の上、決定すること。

(4) 提出期限

「7-(3) 成果物」については令和5年1月27日（金）までに提出すること。ただし、天候不順等のやむを得ない事情により、撮影等に遅滞が生じる場合は、委託者と受託者との間で別途協議して定めるものとする。

また、「7-(1)完了届」及び「7-(2) 業務報告書」については、令和5年3月31日（金）までに提出すること。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、成果物に使用されている音楽、写真、絵、イラストなどの素材の著作権であって第三者が有するもの及び本業務と関係なく受託者が保有している著作権（以下、これらを総称して「本件著作権」という。）並びに成果物に使用されているタレント等の肖像権（以下「本件肖像権」という。）については、委託者に譲渡されることはないものとする。

(3) 委託者は、本件著作権及び本件肖像権に関する使用条件の範囲内（以下「使用範囲」という。）においてのみ、成果物を利用できるものとする。なお、委託者が成果物について使用範囲を越えて利用することを希望する場合、その条件につき委託者

と受託者との間で別途協議して定めるものとする。

「使用範囲」：「5-(2) 制作内容」の「活用方法」に記載された形態

- (4) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の変更、切除その他の改変を行うことができるものとする。
- (5) 受託者は、成果物に関する著作権者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (6) 受託者は、成果物に使用する映像、音楽、写真、イラストその他資料、データ等について、第三者の著作権法に規定する権利、所有権その他一切の権利を侵害するものではないことを保証すること。また、成果物に関し、第三者による権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、当該権利侵害の訴えその他の紛争が委託者の責に帰すべき事由に基づく場合はこの限りではない。
- (7) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。
- (8) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。また、本業務で扱う個人情報の委託者への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施すること。
- (9) 成果物のうち、人物実写を使用する等で使用期限を設けなければならない場合は、最低、令和10年3月31日まで使用できるよう必要な措置を講じること。

9 特記事項

- (1) 受託者は、委託者と連絡を密にして作業を進め、疑義が生じた場合には委託者と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 本業務の履行にあたり事故等があった場合は、受託者の負担と責任で解決すること。
- (3) 受託者は、アイヌ伝統文化に関し、既知の知識に留まらず、広範に調査・研究し、また、学識経験者の指導を受けるなど、積極的に作業を進めること。
- (4) 多言語対応にあたり、施設名称等の固有名詞は札幌市の外国語表記ガイドラインに従うこと。また、外国語の翻訳を行う場合には、当該外国語を母国語とする者(ネイティブ)による翻訳のチェックを必ず行うこと。
- (5) 本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (6) 受託者は、本業務に係る公募型企画競争において委託者に提示した企画提案事項について、誠実にこれを履行すること。

10 問い合わせ先

札幌市 市民生活部 アイヌ施策課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：(011)211-2277 FAX：(011)211-2399 担当：中山・田渕